

令和元年6月19日現在

機関番号：32687

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K13098

研究課題名（和文）社会的養護における障害児者の支援に関する研究 - ライフコースの視点から -

研究課題名（英文）Research on Support for Children and Youth with Disabilities in Social Care:
From a Life Course Perspective

研究代表者

新藤 こずえ（SHINDO, Kozue）

立正大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90433391

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、社会的養護の対象となっている障害のある子どもの施設ケアと、退所後のサポートのあり方を検討することである。その結果、社会的養護における障害のある子どもの支援は、障害者手帳取得、特別支援学校進学、障害者雇用による経済的自立を果たすための支援が中心となっていた。一方で障害者としてラベリングされ制度化された社会資源を利用することに対し、障害のある若者が退所後、葛藤を抱えて困難に陥る可能性があることが示唆された。障害のある子ども・若者へのライフコース全体を通じた支援のため、児童福祉から障害者福祉への接続・移行のシステム化が求められる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、家族の脆弱さに加えて障害がある子どもが抱える複合的な不利を、社会的養護を経験した障害のある若者の視点から明らかにし、その不利に対して、児童養護施設職員や学校の教師、障害福祉サービス事業所職員などの支援者が、どのような支援をおこなっているのかを検討した。障害のある子ども・若者はライフコース全体を通じて支援が必要である一方、さまざまなケアやサポートを得ることによって、自分の人生を自分で選ぶ機会を持つことができる存在でもある。そのためには、児童福祉と障害者福祉の接続システムが必要であるという主張に対する根拠を提示することができた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to consider the institutional care of children with disabilities who are subject to social care and the way of support after leaving home. As a result, support for disabled children in social care is aimed at achieving financial independence by obtaining a certificate for disabled people, going to special needs schools, and being employed as a disabled person. It was suggested that youths with disabilities have difficulties in using institutional resources by being labeled as disabled. It is necessary to systematize the connection and transition from child welfare to welfare for the disabled to support the whole life course for children and youth with disabilities.

研究分野：児童福祉、障害者福祉

キーワード：社会的養護 障害のある若者 障害のある子ども 知的障害 ライフコース リービングケア 家族

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

社会的養護の対象となる子どもたちには、障害のある子どもが増加している。研究開始当初に明らかになっていたデータでは、知的障害や発達障害など何らかの障害がある子どもの割合は、児童養護施設で 23.4%、児童自立支援施設で 35.4% を占めていた（厚生労働省 2009）。その後の調査においても、児童養護施設で 28.5%、児童自立支援施設で 46.7%、里親委託や自立援助ホームを含めた社会的養護全体では 28.4% の子どもに何らかの障害があることが明らかにされている（厚生労働省 2015）。また、埼玉県内の児童養護施設では 16.2% の子どもが特別支援学校・学級に在籍している（埼玉県児童福祉施設協議会 2011）。

こうした社会的養護の対象となっている障害のある子どもに関する研究は、児童福祉と特別支援教育の領域で進められている。そこでは、児童養護施設などの社会的養護施設に入所した子どもは、障害児としてのケアを受けられない状況にあることや、障害特性に応じた支援を行うにあたってのさまざまな課題があることが指摘されてきた（中村尚子 2013、木全和巳 2010）。また、社会的養護を退所した子どもに関しては、アフターケアのあり方や退所後の生活困難を明らかにした研究の蓄積があるものの（伊藤嘉余子 2013、伊部恭子 2013）、障害のある子どもに焦点をあてた研究はなかった。

このように、社会的養護施設における障害のある子どもの課題は指摘されているが、施設を退所したあとの障害児者の実態は明らかにされていない。一方で、こうした複合的な不利がある子どもは、社会的養護と特別支援教育の対象から外れたあと、さまざまな困難に陥るリスクを抱えている。また、青年期・成人期の支援が不十分であるため、軽度の知的障害や発達障害のある者が、ホームレスや軽微な犯罪を繰り返す触法・累犯者へと追いつめられて初めて要支援・要保護の対象として浮かび上がるという現実もあった（山田壮志郎 2009、田島良昭ほか 2007）。

したがって、社会的養護における障害のある子どもに対する支援は、施設におけるケアのみならず、退所後のライフコースを見据えることが重要となる。しかし、障害のある子どもの特性と固有の不利に沿った支援のあり方は、十分に検討されているとは言い難い。

2. 研究の目的

本研究は、社会的養護の対象となっている障害のある子どもの施設ケアと、退所後のサポートのあり方を検討し、従来の社会的養護に欠けていた支援を補うことを目的とする。その理由は、第一に、家族の脆弱さに加えて障害がある子どもは、複合的な不利を抱えているにもかかわらず、社会的養護、障害児福祉、特別支援教育の研究・実践の中心的課題になっていないからである。第二に、そういった子どもは施設を退所した青年期以降、より一層サポートが必要となるにもかかわらず、その生活の実態も支援のあり方も十分に検討されていないからである。そこで本研究では、社会的養護における障害のある子どものケアおよびアフターケアの実態を明らかにするとともに、退所後のライフコースに沿った支援のあり方を当事者の視点から構想する。

具体的には、社会的養護施設で暮らす（暮らしていた）障害児者に焦点をあて、施設におけるリービングケア（退所準備）やアフターケア（退所後の支援）、特別支援学校における教育的サポートを含めた支援のあり方を明らかにし、施設退所後の青年期・成人期以降、どのような困難に直面し克服するのか、あるいは社会的に排除されていくのかを考察する。

3. 研究の方法

社会的養護において実施されている障害のある子どもに対するケアと、退所後のライフコースの実態について調査・分析を行った。具体的には次の3つの立場に属する人々への調査を実施した。子ども期における支援として、児童養護施設職員に対する施設ケア、特別支援学校教員に対する教育的支援に関するインタビュー調査を行い、養護性をおびた障害のある子ども・若者が抱える困難とそれに対する支援の概況を整理し考察した。社会的養護を離れたあとの支援として、障害福祉サービス事業所、生活困窮者支援団体へのインタビュー調査を行い、主として社会的養護施設においてリービングケアやアフターケアが得られなかった若者に対する支援について検討した。児童養護施設等で暮らしていた経験のある障害当事者へのインタビュー調査では、社会的養護を離れたあとの生活世界を踏まえ、直面した困難やそれに対して得られたサポートについて明らかにした。このインタビュー調査は、この調査でアフターケアなどによりつながりのある元利用者、この調査対象となった組織・団体において支援をおこなっている障害のある若者を紹介してもらい協力を得た。

4. 研究成果

(1) 子ども期から社会的養護を離れたあとの困難と支援

児童養護施設職員、特別支援学校教員などの支援者へのインタビュー調査では、退所後の子ども期における支援を明らかにした。生活施設である児童養護施設と教育機関である学校が連携して、進路指導や保護者への対応を実施しており、退所後も引き続き連携しながらアフターケアにあたっている事例がみられた。児童養護施設ではアフターケアが業務に位置づけられているものの、アフターケアをおこなうにあたっての人員配置などの制度的裏づけはなく、施設や教員の自助努力に委ねられている側面が大きいことが示唆された。

一方、社会的養護を離れたあとの支援として、障害福祉サービス事業所、生活困窮者支援団体へのインタビュー調査からは、当事者に障害があるという認識がなく必要な手立てがなされないままに青年期を送りホームレス状態になるなど、事業所・団体が介入して初めて、障害福祉サービス利用にいたる事例や、養護性をおびた障害のある子どもが在宅であるがゆえに、児童福祉と障害者福祉の狭間でどちらの支援にも結び付かず、行き場を失うリスクを抱えていた事例がみられた。

加えて、児童養護施設等で暮らしていた経験のある障害当事者へのインタビュー調査では、児童養護施設への措置後、施設職員との信頼関係が普通学級から特別支援学級に移る過程における障害受容やそれへの葛藤に影響を及ぼしていること、特別支援学級や特別支援学校での経験は、普通学級（学校）に比べて障害特性に合った教育を受けられるとともに教師との関係が深まっていることから、概して当事者にとって前向きなものとして位置づけられていること、施設退所後（高等部卒業後）障害者雇用による就職・学校に結びつくことが当事者にとって重要であることが示された。

これらの調査を踏まえ以下の諸点が指摘できる。第一に、障害の診断・認定および障害受容の時期がさまざまでありその時期によってライフコース上の選択肢が異なっていることである。具体的には、社会的養護下にあるときに障害認定、手帳取得がなされ、特別支援学校に進学する場合は、障害者枠での雇用に関わり、比較的安定した職業生活を送るが、必ずしも本人が納得していないケースもみられた。障害の診断・認定は、小学校高学年から社会人に至るまで幅広くみられた。第二に、社会的養護を離れたあとに障害の診断・認定がなされるケースは、それに至るまでに職業生活や対人関係で著しい困難を抱えており、セーフティネットとしての福祉サービスに関わりついていた。第三に、社会的養護を離れたあとに当事者が求めるサポートと支援者側が行うことができるサポートには、内容・タイミングに「ずれ」があり、課題が多いことが明らかになった。

（２）施設退所後の移行パターンと新たな可能性

上記で述べた、支援の内容・タイミングの「ずれ」を踏まえ、社会的養護施設退所以降の移行にはいくつかのパターンを見いだした。移行とアフターケアの状況から暫定的には次の４つに分けられた。退所後の就職先が決まりスムーズな移行かつ適宜アフターケアがある、退所後に障害者福祉につながり適宜アフターケアがある、退所後に障害者福祉につながるがアフターケアはなし、退所後に行方不明となる。については、支援者の側からみると、望ましい形での自立ではなく、犯罪や反社会的勢力に巻き込まれるなどの理由によって行方不明となっていることが語られている。の移行パターンにおいては、18歳以降は児童福祉と障害児者福祉の接続あるいは、児童福祉のアフターケアが障害福祉サービスにつながる重要性であった。また、一般就労と福祉的就労のいずれであったとしても、障害児者福祉の枠組みのなかで支援が行われなければ、困難を抱えることになることが示唆された。

社会的養護を経験した障害のある若者は、18歳以降もライフコースを通じた支援を行う必要があるが、そうした仕組みは不十分であるため、早期に就労による経済的自立が迫られている現状がある。高校卒業後の進路として、一般就労であれ福祉的就労であれ、「働かせる」ための支援には限界があり、若者らしい生活を必ずしも保障することにはつながっていないケースもみられた。こうした現状を乗り越えるものとして、学ぶための支援が考えられる。教育年限を延長した学びの場づくりの先進的な実践として、高等部卒業後の自立訓練事業を活用した事業（福祉型専攻科）がある。しかし、社会的養護を経験した障害のある若者の退所後の進路の選択肢にはなっていないのが現状であり、こうした資源も含めて退所後のサポートのあり方をさらに検討する必要がある。

（３）社会的養護における障害のある子どもと家族

もともと生活基盤が脆弱な家庭に生まれ育った障害のある子どもが、障害があることにより生じる不利に加え、養育者から適切な養育を受けられない場合、児童養護施設等に措置されると、施設・機関によっては、障害特性に応じた支援実施に困難が生じる。さらに、家族のもつ困難を背景に抱えた障害のある若者は、青年期以降、経済的安定を重視するあまり、特別支援学校や障害児者福祉の施設・事業所において、本人が望まない生活や低位な労働に固定する方向での指導・支援を受け入れざるを得ないという状況もみられた。日本社会における障害者福祉のあり方は、家族による障害児者の支援が前提とされているため、社会的養護の対象となるような障害のある子どもがいる家族は、障害者家族のなかでは特殊な存在と捉えられるかもしれないが、（児童相談所が対応している）被虐待児童全体からみれば、むしろ典型であるといえる。とりわけ、社会的養護の対象となった年齢が中学生以降など比較的高年齢である場合、児童福祉施設では、短期間でのアドミッションケア、インケア、リービングケアをしなければならず、困難をきわめる可能性が高くなっている。

（４）まとめと残された課題

本来、障害のある子どもは障害のない子どもよりも自立に長い時間と丁寧な教育、ケアが求められる。しかし、障害ゆえに被っている不利にも拘わらず、障害のない若者以上に自立を迫られている（新藤こずえ 2013）。しかも、親、家族がいない障害者に対してはそれがより一層、

顕在化している。障害のある若者に対する支援のあり方は、障害認定をすることで成り立っている。すなわち、障害者というラベリング（障害判定、手帳取得、障害支援区分認定）をすることによって制度化された社会資源を利用できるというシステムになっている。そのことが本人の目指す大人像を狭め、逆に大人になることを難しくしている側面がある。一方で支援者の立場からすると、支援者の手から離れていったとしても、何らかの福祉制度利用につながる事ができるという意味での安全網として必要だとしている。とりわけ社会的養護で養育されてきた子どもたちへの支援として、教師や福祉職は、特別支援学校進学への強力な導き、手帳取得、障害者雇用枠での就職支援に取り組んでいる。その支援の方向性が本人の思いと異なっていたとしても、家族が頼りにならないという状況に鑑みれば、パターンリスティックな支援になろうとも、就労による経済的自立を最優先せざるを得ない現状がある。しかし、こうした子ども・若者たちは、障害によって進学や就職の機会が限定されるため、働いても低賃金にならざるを得ず（賃金を得ても家族による搾取の対象となることもある）成人期以降もライフコースを通じて貧困から脱出するチャンスも見込みもない状況に陥ってしまう。障害基礎年金受給年齢までの空白期間の問題もある。しかし、子どもから大人になるプロセスのなかで、障害者福祉や生活保護などの制度によるケアやサポートを活用しながら生活を送るという選択肢は、就労による経済的自立を早期に急がされている当事者には示されていない。

障害のある子ども・若者はライフコース全体を通じて支援が必要となる存在である一方で、さまざまなケアやサポートを使いながら、自分の人生を自分で選ぶことができる。家族によるサポートを前提としない支援システムを構築することは、障害のある若者のみならず、家族を頼りにできない子どもや障害のある人々にとっても有益である。本研究では、支援者や当事者の経験をインタビューに基づいて明らかにすることに留まったが、「新しい社会的養育ビジョン」（2017年）にも示されているとおり、障害のある子どもの継続的な支援のため、より具体的な社会的養護（児童福祉）と障害者福祉の接続・移行のための支援システム構築の検討が今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計9件)

新藤こずえ (2018) 「複合的な不利を抱える家庭で暮らす障害のある子どもの支援に関する一考察」 『立正大学社会福祉研究所年報』 20, 115-123. 査読無

中村尚子 (2018) 「地域に根ざした障害福祉と社会的養護事業の展開 岐阜羽鳥ボランティア協会を視察して」 『立正大学社会福祉研究所年報』 20, 103-113. 査読無

岩田美香 (2017) 「現代の貧困と子どもの育ち 子ども貧困最前線 - (特集「子どもの貧困と子どもの育ち」における座談会)」 『季刊自治と分権』 67, pp.26-59. 査読無

新藤こずえ (2016) 「児童養護施設における障害のある子どものライフコースに関する一考察」 『立正大学社会福祉研究所年報』 18, pp.15-22. 査読無

中村尚子 (2016) 「児童養護施設で暮らす障害のある子どもにとっての特別支援教育」 『立正大学社会福祉研究所年報』 18, pp.5-14. 査読無

新藤こずえ・板倉香子 (2016) 「児童自立支援施設における小舎夫婦制支援の検討(1) 『家庭的』支援の実践に焦点をあてて」 『立正社会福祉研究』 17, pp.39-46. 査読無

新藤こずえ・板倉香子 (2016) 「児童自立支援施設における小舎夫婦制支援の検討(2) 『家庭的』支援の課題に焦点をあてて」 『立正社会福祉研究』 17, pp.47-55. 査読無

岩田美香 (2016) 「『学びの困難さ』について考える」 『世界の児童と母性』 80, pp.11-15. 査読無

岩田美香 (2016) 「子どもの貧困と非行をめぐって (特集「『非行』と向き合う」) 『同朋』 781 (68-5), p.17. 査読無

〔学会発表〕(計5件)

新藤こずえ 「子どもにとっての生活のしやすさとは 職員による支援評価との比較 (シンポジウム: 社会的養護における具体的な家庭的支援のあり方とは 児童自立支援施設入所児童・職員への全国調査から)」 日本子ども虐待防止学会、2018年12月1日

岩田美香 「シンポジウムの趣旨と研究概要 (シンポジウム: 社会的養護における具体的な家庭的支援のあり方とは 児童自立支援施設入所児童・職員への全国調査から)」 日本子ども虐待防止学会、2018年12月1日

新藤こずえ 「子どもの貧困に対するスクールソーシャルワーカー・児童養護施設の支援 (シンポジウム: 子どもの貧困に教育・福祉はどのように立ち向かっているか)」 東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター、2018年3月3日

新藤こずえ 「児童自立支援施設で暮らす子どもからみた『家庭的支援』 (シンポジウム: 児童相談所一時保護所における『家庭的養育』を考える)」 日本子ども虐待防止学会、2017年12月2日

岩田美香 「貧困: すべての子どもが希望を持ちながら大人になれるように ~ひとり親家庭から見てきた貧困~」 『日本女性会議 2016 秋田』 第9分科会講師・コーディネーター、2016年10月29日

〔図書〕(計3件)

岩田美香(2019)「子育ての分断と連続」小西祐馬・川田学編『遊び・育ち・経験』(シリーズ子どもの貧困)明石書店,pp.269-286.

新藤こずえ(2019)「障害とともに生きる若者」杉田真衣・谷口由希子編『大人になる・社会をつくる』(シリーズ子どもの貧困)明石書店,頁未定

岩田美香(2016)「子どもと保護者に寄り添いながら社会とつなぐという役割」『精神科医療ガイド2016』NOVA出版,pp.46-53.

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

岩田 美香 (IWATA, Mika)

法政大学・現代福祉学部・教授

研究者番号：30305924

中村 尚子 (NAKAMURA, Takako)

立正大学・社会福祉学部・特任准教授

研究者番号：70386514

(2)研究協力者

山田 勝美 (YAMADA, Katsumi)

山梨県立大学・人間福祉学部・教授

秦 直樹 (HATA, Naoki)

興正学園・施設長